

医政総発 0325 第 1 号
医政地発 0325 第 1 号
感感発 0325 第 3 号
令和 6 年 3 月 25 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について」
の廃止について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和 5 年 3 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、昨年 5 月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）上の位置づけを五類感染症へ移行した上で、本年 3 月末で予定どおり病床確保料等の特例措置を廃止し、本年 4 月から通常の医療提供体制に移行することとしている。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いを示している「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について」（令和 2 年 4 月 17 日付け厚生労働省医政局総務課長・厚生労働省医政局地域医療計画課長・厚生労働省健康局結核感染症課長連名通知）は、令和 6 年 4 月 1 日付けで廃止することとしたので通知する。

貴部（局）長におかれては、内容を御了知の上、その実施に遺漏なきようお願いする。